

会 見 年 月 日	令和4年5月23日（月曜日）
担 当 課	産業振興部商工課
問い合わせ先	電話：0791-43-6838（内線：2259） FAX：0791-46-3400 （担当者名：高見・穴戸）

赤穂市民病院を応援する寄付金の募集について

1. 趣 旨

赤穂市では、6月1日より「赤穂ふるさとづくり寄付金」を活用して、赤穂市民病院を応援する寄付金を募集します。

地域の中核病院として、安全安心な医療を地域のみなさんに提供している赤穂市民病院へのご寄付をお願いします。

2. 募集の方法

赤穂ふるさとづくり寄付条例第2条第7号に掲げる「その他目的達成のため市長が必要と認める事業」に「赤穂市民病院を支援する事業」を明記し、広く市内外に寄付を募ります。

（1）周知

赤穂市ホームページをはじめ、SNS等を通じて広く市内外に周知し募集を行います。

市民については、広報あこう6月号により周知します。

（2）寄付受付ポータルサイト

次の寄付受付ポータルサイト※の「寄付の用途」に「赤穂市民病院を支援する事業」を追加します。

※ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、ふるラボ、セゾンのふるさと納税、auPAYふるさと納税、JRE MALL、ふるらぶせとうち、兵庫県赤穂市ふるさとづくり寄付金専用サイト

3. その他

- ・寄付された場合は、所得税および住民税の控除の対象となります。
- ・赤穂市民の場合には、制度上、返礼品はありません。

年 月 日

赤 穂 市 長 宛

〒

住所

フリガナ

氏名(団体名)

電話番号

e-mail

寄 付 申 込 書

下記のとおり、赤穂ふるさとづくり寄付条例に関する事業について、寄付します。

円也

寄付金の使途を指定するときは、次の中から事業を選んで指定欄に○印を付してください。
指定のない場合は、市長が事業の指定を行います。

指定	事業の区分	寄付金額
	(1) 歴史遺産と自然環境の保全と活用に関する事業	円
	(2) 地域活性化に関する事業	円
	(3) 共に生きる福祉社会構築に関する事業	円
	(4) 安全安心なまちづくりに関する事業	円
	(5) 子育て支援・学校教育等次世代育成に関する事業	円
	(6) 個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業	円
	(7) その他目的達成のために市長が必要と認める事業 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス対策支援事業 <input type="checkbox"/> 赤穂市民病院を支援する事業 <input type="checkbox"/> その他 ()	円

※複数の事業を指定する場合は、寄付金額の欄にそれぞれ充てるべき金額を記入してください。

寄付の公表について、該当する取扱いの選択欄に○印を付してください。

選択	公表の取扱い
	公表を希望しない。
	公表を希望する。